

2025年4月15日

一般財団法人日本国土開発未来研究財団  
2025年度（第8期）学術研究助成事業募集要項

1. 助成の趣旨

日本国土開発未来研究財団学術研究助成事業は、2030年の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に寄与する建設分野の学術研究を助成し、広く「もっと豊かな社会づくり」に貢献することを目的としています。

2. 助成対象

2030年のSDGsの達成に貢献し豊かな社会づくりに寄与する建設分野（土木、建築、環境、機械、情報科学など）に関する次のいずれかの研究テーマを中心に助成を行います。

- ① 脱炭素、建物・インフラ長寿命化、資源循環、高機能材料の開発など、サステナブルな社会を実現するための科学技術
- ② 防災、減災、復旧・復興など、災害レジリエンスを高度化するための科学技術
- ③ DX推進、生産性向上、建設現場の環境改善など、少子高齢化や人手不足といった人口減少社会に対応する科学技術
- ④ 省エネルギー技術を利用した建物でのエネルギー消費量削減など、エネルギー対策を通じて地球環境に貢献する科学技術
- ⑤ その他「1. 助成の趣旨」に記載の当財団助成趣旨に合致する研究テーマ

3. 応募資格と条件

- (1) 日本国内の大学、高等専門学校もしくは研究機関に常勤している研究者。  
ただし、大学院生、専攻科生等は除く。
- (2) 上記（1）に該当する研究者を申請者とする共同研究グループ。  
ただし、大学院生、専攻科生等は除く。
- (3) 提出書類は日本語または英語に限ります。

- (4) 助成中の研究者及びその共同研究者、前年度に助成を受けた研究者は除きます。
- (5) 申請者は、助成期間中は大学、高等専門学校もしくは研究機関に所属しているものとします。

#### 4. 助成金額及びその期間

- (1) 助成金額：一件当たり年間500万円以内（最長3年、1,500万円以内）
- (2) 助成期間：2025年10月1日～2026年9月30日  
※研究期間は初年度に申請することにより審査の上3年まで認められますが、年度ごとに研究助成継続の可否を中間報告書及び中間収支報告書により審査します。

#### 5. 募集期間

2025年5月15日～2025年7月15日（当日消印有効）

#### 6. 応募方法

当財団ホームページより申請書類をダウンロードし、必要事項を記入のうえ送付してください。電子メールによる送付は受け付けておりません。なお提出いただいた書類は当財団学術研究助成事業選考のためのみに使用し、終了後は当財団にて適切に処理します。返却は致しませんのでご了承ください。また選考に際し、当財団より問い合わせをさせていただく場合があります。

日本国土開発未来研究財団 学術研究助成事業募集ページ  
<https://www.jdc-miraizaidan.or.jp/guide/gakujutsukenkyu.html>

#### 7. 申請用紙送付先及び問い合わせ先

〒105-8467 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号  
ヒューリック神谷町ビル5階  
一般財団法人 日本国土開発未来研究財団 事務局

TEL：03-6316-3798  
(平日午前9時から午後5時まで)  
E-mail：akiko.chuma@n-kokudo.co.jp

※書類到着に関する問い合わせには対応いたしかねます。レターパック等の追跡サービスをご利用ください。

## 8. 選考方法と結果通知

当財団選考委員会において厳正な審査選考を行い、その結果を受けて当財団理事会にて採択先を決定いたします。選考結果は申請者全員に対し、2025年9月中旬に郵送にて通知致します。なお選考理由については開示致しません。

## 9. 助成金の交付

2025年10月1日予定

## 10. 助成金交付に伴う成果報告

・本助成金の交付を受けた方は、当財団の「研究成果発表会」（毎年11月開催）にて、研究に関する中間発表（複数年申請の場合）及び成果発表（助成終了時）を行っていただきます。発表会資料や当財団ホームページに掲載するための研究成果を取りまとめた資料の作成にご協力をお願い致します。

・本助成金の使用状況については、本助成金交付事業終了後1ヶ月以内に当財団所定の「実施報告書」及び「収支計算書」を提出する必要があります。複数年にわたる場合は年度ごとに「中間報告書」および「中間収支報告書」も提出いただきます。

・本助成により得た研究結果を学会や学術誌等で発表する場合には、「日本国土開発未来研究財団学術研究助成事業」より助成を受けた旨を記載してください。

## 11. その他

・反社会的勢力及び反社会的勢力と関わりのある法人、団体、個人は、本助成金の交付申請はできません。万一、本助成金の交付を受けた後、反社会的勢力等と判明した場合は本助成金を返納して頂きます。

・また、申請した内容が変更となった場合や、研究そのものを中止した場合には、速やかに当財団へ連絡の上、手続きを行ってください。虚偽報告や必要な書類が提出されない場合は、助成の交付の取消または交付した助成金の一部あるいは全額の返還を頂く場合がありますのでご注意下さい。

・申請にあたっては当財団ホームページに掲載の学術研究助成金交付規程をご一読ください。